

令和2年6月15日

保 育 課

専決処分した事件の報告について（事故の損害賠償額の決定）

1 事故の概要

（1）発生年月日 令和元年9月24日

（2）発生場所 江東区東砂二丁目13番2-101号
江東区立東砂保育園内廊下

（3）事故の状況 江東区立東砂保育園内において、来園した児童が廊下で嘔吐したため、保育園職員が嘔吐物を処理し、消毒液を吹き付け、ふき取るための用具を取りにその場を離れたところ、濡れたままとなっていた廊下で被害者が滑って転倒し、頸部捻挫、腰部打撲等の傷害を負った。

2 決定年月日 令和2年3月31日

3 損害賠償額 51,880円（治療費・交通費）